

佐伯市空き家利活用促進事業補助金(令和8年度)

○空き家購入者の場合

【補助金の主な要件】 ※以下のすべての要件を満たす方が対象となります

- 佐伯市外から佐伯市に定住目的（5年以上生活の拠点を置くこと）で空き家物件を購入または賃貸し、その住宅に居住を始める人
- 佐伯市の空き家バンク登録物件を購入する人
- 移住前、移住後の住所地の市区町村において納入すべき税金を完納している人
- 大分県内からの移住者については、39歳以下であること
- その他、各要件を満たす人

■補助金の申請は、空き家バンクの購入契約又は賃貸契約を締結した日、または転入日のいずれか早い日から1年以内に提出して下さい。(1年を経過すると補助金の対象外となります。)

■補助金の額等



No	移住元	補助対象経費	補助率	上限額	備考
1	県外	空き家購入	1/4	80万円	最大130万円
		空き家改修	2/3	80万円	購入と改修は合わせて80万円が上限
		子育て世帯加算	10/10	40万円	18歳未満の子どもと移住する場合は120万円が上限
		家財処分	10/10	10万円	
2	県内	空き家購入	1/4	40万円	最大70万円
		空き家改修	2/3	40万円	購入と改修は合わせて40万円が上限
		子育て世帯加算	10/10	20万円	18歳未満の子どもと移住する場合は60万円が上限
		家財処分	10/10	10万円	

■確認事項

【空き家バンク登録物件の購入又は賃貸に係る制限】

※空き家バンクの物件を購入又は賃貸する物件の所有者又は管理者が、移住者の3親等以内の親族でないこと。ただし、3親等以内の親族が所有者になり、移住者がその物件に居住する場合は、補助対象となります。

【補助金の全額・半額返還の基準】

●全額の返金

本事業を活用した空き家から、3年未満に転居又は転出した場合
※補助対象要件に該当しなくなった場合は、全額補助金の返還となります。

●半額の返金

本事業を活用した空き家から、3年以上5年以内に転居又は転出した場合



○空き家バンクに登録する所有者の場合

【補助金交付対象者】

- 空き家バンクに物件登録が決まった所有者

■補助金の額等

No	補助対象経費	補助率	上限額
1	家財処分	10/10	10万円

※空き家バンク登録物件所有者が家財を処分する場合、契約締結前まで申請が可能となりますが、本事業は移住者のための施策となっていますので、佐伯市内の方が購入する場合は補助対象とはなりません。

誓約事項に違反があった場合等、補助金の返還を求める場合があります。

【お問い合わせ先】 地域振興課 ふるさと振興係
TEL 0972-22-3033